

資料 5

総務大臣諮問第 3 1 6 号説明資料

総 郵 信 第 2 4 号

平成 2 0 年 4 月 2 2 日

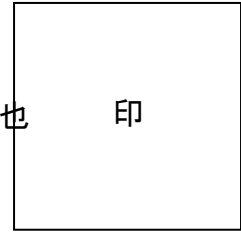
郵政行政審議会

会長 森下 洋一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也

印



諮 問 書

総務大臣諮問第 3 1 6 号

社会福祉法人大空福祉会（理事長 原口 豊秀）から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 3 3 条において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり事業計画の変更の認可申請があった。その概要は別紙 1 のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙 2）のとおりであり、同法第 3 1 条各号の規定に適合しているものと認められる。よって、同法第 1 2 条第 1 項の規定に基づき認可することとしたい。

上記のことについて諮問する。

事業計画の変更の認可申請の概要

1 事業計画の変更の認可申請の概要

| | | |
|----------|--|-------------------------|
| 申請者の概要 | 社会福祉法人大空福祉会 (平成 19 年 8 月 9 日許可) 住 所：佐賀県小城市 代表者：原口 豊秀 他の事業：その他分類されない事業等 | |
| 申請年月日 | 平成 20 年 4 月 1 日 | |
| ① 参入分野 | 1号 | ○ |
| | 2号 | ○ (神崎市、江北町、大町町及び白石町を追加) |
| | 3号 | |
| ② 引受けの方法 | 営業所等 | ○ |
| | 取集 | ○ |
| | 巡回 | ○ |
| | 定期 | ○ |
| ③ 配達の方法 | 対面交付 | ○ |
| | 受箱等投函 | ○ |
| ④ 変更予定日 | 平成 20 年 6 月 1 日 | |

2 3時間審査

| | | | |
|-------------|----------|-----------------------|---------|
| ① 最長時間経路 | 始点 | 59.7 km | |
| | 終点 | 神崎市・脊振町服巻 白石町・大字深浦 | |
| ② 提供区域の審査 | 主な送達手段 | 軽四輪自動車 | |
| | 引受等時間 | 45分 | |
| | 実測時間 | 走 107分 | 合計 152分 |
| | ATIS計測時間 | 走 132分 | 合計 177分 |
| ③ 道路交通法令の遵守 | ○ | | |

3 変更後の事業収支見積り及び資金計画 (単位：百万円)

【変更部分】

| | | |
|-------------------|-----|--|
| ① 事業収支見積り 委員限り | 初年度 | |
| | 翌年度 | |
| ② 算出方法 | 収入 | 顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出 |
| | 支出 | 設備等を共用するその他の事業との収入比により案分する等して算出 |

【許可済みの部分】

| | | |
|-------------------|-----|---------------------------------|
| ① 事業収支見積り 委員限り | 初年度 | |
| | 翌年度 | |
| ② 算出方法 | 収入 | 昨年度の信書便事業の収入実績により算出 |
| | 支出 | 設備等を共用するその他の事業との収入比により案分する等して算出 |

【全体】

| | | |
|-------------------|--------|---|
| ① 事業収支見積り 委員限り | 初年度／全体 | |
| | 翌年度／全体 | |
| ② 算出方法 | 収入 | 顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じた額と昨年度の信書便事業の収入実績との合計により算出 |
| | 支出 | 設備等を共用するその他の事業との収入比により案分する等して算出 |

| | |
|-------------------|----------------------|
| ③ 所要資金／調達方法 | －（事業計画の変更に伴う追加支出はない） |
| ④ 業務委託の有無 | － |
| ⑤ 自動車輸送に係る行政庁の許可等 | ○ |

注：「事業収支見積り」欄の収は収入、支は支出を示す。また、「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業（特定信書便事業を含む。）全体の収支を示す

事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

事業計画の変更の認可申請について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、適当であると認められる。

1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

| 項目 | 審査概要 | 適否 |
|-----|---------------|----|
| 引受け | 従前と同様であり変更なし。 | — |
| 配達 | 従前と同様であり変更なし。 | — |
| 委託 | 従前と同様であり変更なし。 | — |

2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

| 項目 | 審査概要 | | 適否 |
|---------------------|------------------------------------|---|----|
| 事業収支見積り | 対象年度 | 初年度、2年度とも黒字となる見込みである。 | 適 |
| | 算出方法 | 収入は、顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じた額及び昨年度の信書便事業の収入実績との合計額としており、適正かつ明確に算出されている。支出は、兼業する福祉事業との案分等による額としており、適正かつ明確に算出されている。 | 適 |
| 3時間審査 (2号役務) | 3時間以内に送達可能であることが実測と ATIS で立証されている。 | | 適 |
| 役務内容が法に 適合していること | 申請のあった役務内容は役務の種類に応じた法の規定に適合している。 | | 適 |
| 委託 | 従前と同様であり変更なし。 | | — |

3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

| 項目 | 審査概要 | 適否 |
|---------|--------------------|----|
| 資金 | 事業計画の変更に伴う追加支出はない。 | — |
| 行政庁の許可等 | 従前と同様であり変更なし。 | — |